

審査基準

基準の名称	継続認可基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
消費生活協同組合法	63-1	解散した生協が継続する場合の認可
基準の内容		
<p>消費生活協同組合法第63条第1項の規定に基づく継続の認可基準を、次のとおり定める。</p> <p>消費生活協同組合法第58条及び第59条の規定による。</p> <p><必要書類> 継続認可申請書（任意） 組合員の3分の2以上の同意を証する書面 定款 事業計画 その他、必要とする書類</p> <p><提出時期> 存立時期満了の日より1ヶ月以内</p>		